

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年4月20日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人によると、請求人は、昭和45年3月から平成28年3月まで、A所在のB会社C店ほか6事業場において、溶接工、自動車整備工としてグラインダー、インパクトレンチ、コンプレッサー、エンジン音などの騒音作業に従事し、20年程前から耳鳴りがするようになり、年々聞こえが悪くなってきて騒音性難聴になったという。
- 2 請求人は、めまい、耳鳴り症状で、平成21年12月11日、D医療機関に受診し、聴力等検査、投薬治療を受け、平成29年2月23日、E医療機関に受診し、「両騒音性難聴」（以下、騒音性難聴を「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、C店及びその直前に在籍していたF会社での作業は、「著しい騒音にばく露される業務」に該当せず、F会社の直前に在籍したG会社（以下「G」という。は、平成21年1月に離職してから既に5年以上経過していることから、当該事業場以前における騒音ばく露を主張しての障害補償給付の請求を行う権利は、時効により消滅しているとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年3月29日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 厚生労働省労働基準局長は、騒音性難聴の業務上外の取扱いについて、認定基準を定めており、その取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき判断する。

(2) 監督署長が行った騒音測定について

請求人は、C店を退職した平成28年3月31日を、騒音職場を離れた日として、監督署長に障害補償給付を請求した。

監督署長は、請求人が、同日以前5年間に所属していた、C店、F会社H店及びF会社I工場における請求人の騒音ばく露の状況について、作業環境測定等の調査を行った。

当該作業環境測定について、監督署長のF会社H店及びF会社I工場に関する「騒音測定計画」を収集し、前記調査資料を含めて精査したところ、各事業場の騒音測定計画及び記録によれば、いずれの事業場においても、自動車の点検整備作業中に騒音測定が実施され、B測定は、インパクトレンチを使用する作業やハンマーを用いた金属打撃作業時に、作業者の位置の床上120cmで測定されており、手工具使用時の耳の位置における騒音を評価するための測定としては妥当である。また、A測定は、騒音測定は点検整備作業が行われているリフトの周辺の床上120cmで測定されており、エンジン整備や車検の作業時の耳の位置における騒音を評価するための測定としては妥当である。したがっ

て、請求人の主張は採用できない。

(3) 請求人の騒音ばく露について

ア 請求人は、「自動車の整備作業には、グラインダー、コンプレッサー及びインパクトレンチを使用し、その他手動の工具であるハンマーも使うが、どの会社でも工具のメーカーや型番が異なるくらいで、使用方法や使用中の騒音の程度は大差ない。」と述べているので、これらについて、以下検討する。

(ア) インパクトレンチ使用時の、監督署長の騒音測定結果をみると、F会社H店のB測定において瞬間最大99dBの騒音が記録されているが、請求人が使用したインパクトレンチはエア一式であり、主な使用はタイヤ交換時であることから、監督署長が認定するとおり、請求人はインパクトレンチの使用により、間欠的に分離して発生した85dB以上の騒音に、1運転当たり数秒程度ばく露したと認められる。

(イ) グラインダーについて、請求人はハブのベアリング交換やマフラー修理に使用し、請求人が平成30年4月30日にC店で測定したグラインダーの騒音は、2分から3分の間に瞬間最大値98.1dBとされているが、監督署長の騒音測定時に各作業場内でグラインダーの使用は認められず、C店は監督署長に請求人のグラインダーの使用は、月に1回から2回程度である旨回答している。このことから、請求人はグラインダーの使用により、85dB以上の騒音に、1回当たり2分間、月に1回ないし2回程度ばく露したと認められる。

(ウ) ハンマー使用時の騒音測定について、監督署長は、C店において3か所のB測定、F会社I工場において1か所のA測定を行っており、これらの測定値は等価騒音レベルで最大78.6dBであることから、請求人はハンマーの使用で、85dB以上の騒音にばく露していないと推認される。

(エ) エアブロー使用時の騒音測定について、監督署長は、F会社H店において1か所のA測定、F会社I工場において2か所のA測定、1か所のB測定を行っており、瞬間最大値96.4dBの騒音が認められる。このことから、本件一件記録を精査したが、請求人がエアブローを使用した記録は認められなかった。

イ 請求人は、車検業務及び修理業務のエンジン音について、回転数を2000回転から3000回転に上げた際、騒音ばく露を受ける旨述べているが、

前記請求人の測定によれば、3000回転から5000回転で80.1dBから92.5dBとされており、通常的車検業務及び修理業務において、請求人が85dB以上の騒音にばく露したとは認められない。

また、請求人はラジエター液交換の際、エアーを真空状態にした上で、水抜きをするため、エンジンの回転数を上げ、騒音にばく露した旨述べており、前記請求人の測定によれば、90.5dBとされているが、エンジンの回転をどの程度まで上げ、どのくらいの間ばく露し、作業の頻度はどの程度か、本件一件記録を精査しても不明であり、当該作業について85dB以上の継続的な騒音にばく露と評価することはできない。

ウ 前記ア及びイのとおり、請求人は瞬間最大値では85dB以上の騒音にばく露される業務に従事したが、1運転当たり数秒程度のばく露や月に1回から2回程度で1回当たり2分間程度のばく露であり、監督署長の認定のとおり、1日当たり、長くても数10分と推認されることから、請求人がC店及びF会社において従事した業務は、請求人の耳の位置における騒音がおおむね85dB以上である業務とはいえず、本件疾病は、著しい騒音にばく露される業務に長期間引き続き従事した後に発生したものとは認められない。

(4) 本件疾病について

ア 請求人の通院の経過

請求人は、①平成21年12月11日、両側耳鳴及び眩暈感を訴え、D医療機関に受診し、耳鳴症、眩暈症と診断され、聴力検査を受けたほか、循環改善薬及び抗眩暈薬を投与されている。

請求人は、②平成22年12月8日、③同月20日、④平成23年1月31日、⑤同年4月4日、⑥平成27年2月5日及び⑦平成28年10月3日に同医療機関を受診し、それぞれ前記薬剤を投与されるほか、②において、聴力検査及び頭位変換眼振検査、④において、頭位変換眼振検査、⑥において、聴力検査及び頭位変換眼振検査、⑦において、聴力検査及び頭振り眼振検査を受けている。

請求人は、検査のため平成29年2月23日からE医療機関に受診し、⑧同日、同年3月2日及び同月9日に検査を受け、両騒音性難聴と診断された。

イ 請求人の前記①における聴力について

請求人の前記①における聴力検査の結果をみると、高音域において聴力の

低下が認められるところ、その原因について、J医師は、平成29年10月30日付け聴取記録書・復命書（以下「聴取記録書」という。）において「騒音職場での作業により難聴になったことは間違いない。」と述べている。請求人も昭和45年3月23日から昭和53年5月20日の間、溶接工として勤務したK会社で「耳栓をしてもうるさい研り音にばく露した。」旨述べ、公開審理において、「騒音は、極端に造船がひどかった。」と陳述している。また、F会社に勤務する直前の平成3年10月21日から平成21年1月23日まで勤務したGにおける自動車整備作業について、公開審理において「F会社よりうるさい。」と陳述している。こうした作業を経た請求人に対して、平成21年12月11日初診時にD医療機関において、聴力検査が行われ、職場の騒音により聴力が低下していたことが推認される。

ウ 請求人の聴力の推移について

前記①、②、⑥、⑦及び⑧の聴力検査について、L医師は、平成29年10月3日付け労災協力医助言・指導記録票（以下「記録票」という。）において、「平成21年から平成28年までの間に聴力がひどく落ち、高音域（4000Hz）の落ち幅に比べ、低音域の落ち幅が大きい。前記⑦と前記⑧の聴力検査を比較したところ、進行や増悪は認められない。」旨述べ、J医師も聴取記録書において、「前記①、②、⑥及び⑦の検査結果は、低音域（1000Hz及び2000Hz）から聴力が落ち、高音域（4000Hz）の聴力レベルはほぼ同じであり、前記⑧の聴力の状態は前記⑦の状態より悪くなっていない。」旨述べている。

また、請求人の低音域における聴力低下の原因については、L医師が記録票において、「D医療機関における主訴及び自覚症状に眩暈が認められ、内耳性難聴とも考えられる。」旨述べ、J医師は聴取記録書において、「請求人は、前記⑦の眼振検査において眼振を認めており、内耳性疾患がある。請求人は騒音職場での作業により難聴になったが、平成21年からD医療機関で、眩暈等の治療歴があり、前記⑧における聴力になったのは内耳性疾患の影響であるといえる。」旨述べているほか、平成29年3月23日付け障害補償給付支給請求用検査結果に、「老人性難聴の所見もあり。」と記載している。

両医師の見解が一致していることから、請求人はE医療機関に受診した

平成29年2月時点で、内耳性疾患及び加齢の影響により聴力が低下していたものと認められる。

- (5) 請求人は、C店で難聴が最終的に発生したことを前提に障害補償給付を請求しているところ、前記(3)のとおり、C店(及びF会社)における業務は著しい騒音にばく露される業務とは認められず、また、前記(4)のとおり、請求人の聴力について、平成21年12月以降は加齢による低下が顕著に認められ、更には内耳性疾患の影響も認められるため、請求人のC店離職時の本件疾病は、認定基準の要件を満たすということとはできず、業務上の事由によるものとは認められない。

なお、騒音性難聴に係る障害補償給付請求権の時効の取扱いについては、決定書理由に記載があり、その取扱いは妥当なものと判断する。

したがって、請求人が騒音にばく露したと申し立てる事業場のうち、前記(3)に説示するとおりC店及びF会社においては、著しい騒音にばく露される業務(以下「騒音業務」という。)に従事していたものとは認められず、F会社への入社は平成21年6月1日であるから、F会社より前に就労していた事業場で、騒音業務に従事していたとしても、本件障害補償給付支給請求のあった平成29年4月7日には、騒音作業を離れた日から、既に5年以上経過しており、障害補償給付請求権の消滅時効が完成している。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年6月8日